

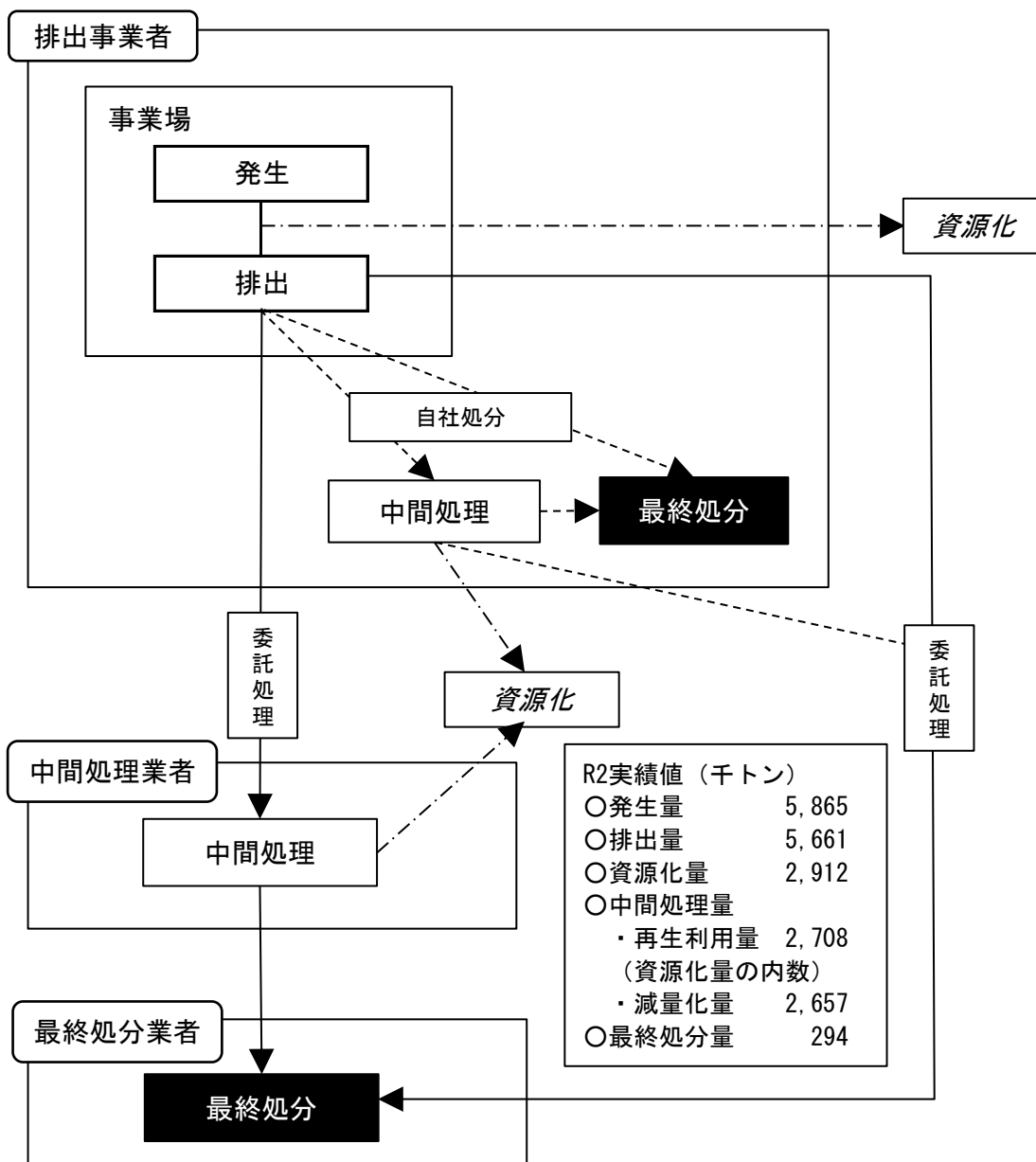
# 岡山県税制懇話会資料

(第1回会議 令和4年5月31日開催)

ページ番号

資料1	産業廃棄物処理税の導入・検討の経緯	1
資料2	岡山県産業廃棄物処理税の仕組み	3
資料3	税収と充当事業費の推移等	6
資料4	税導入の効果等（産業廃棄物の動向）	8
資料5	産業廃棄物処理税の使途事業	12
(参考資料1)	岡山県税制懇話会設置要綱	27
(参考資料2)	岡山県産業廃棄物処理税条例	28
(参考資料3)	岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金条例	36
(参考資料4)	都道府県における産業廃棄物処理税の導入状況	38

## 【イントロダクション】産業廃棄物処理の流れ



注1：「排出事業者」とは、事業活動に伴って産業廃棄物を発生させた事業者をいう。

2：「自社処分」とは、産業廃棄物を自ら処理することをいう。

3：「委託処理」とは、自力で産業廃棄物処理ができない事業者が、専門の産業廃棄物処理業者（処理業の許可を持つ業者）に処理を委託することをいう。

4：「中間処理」とは、リサイクルや最終処分しやすくするために、産業廃棄物の大きさを小さくする、無害化する、再利用できるものを取り分けるなどの処理をいう。

→ 焼却、破碎、脱水、中和、溶融、選別など

5：「中間処理業者」とは、中間処理を行うものとして、都道府県又は保健所設置市から許可を受けた者をいう。

6：「最終処分」とは、産業廃棄物を適切に処理した上で埋め立てることをいう。

7：「最終処分業者」とは、最終処分を行うものとして、都道府県又は保健所設置市から許可を受けた者をいう。

※中間処理と最終処分を同一の業者が行う場合がある。

## 産業廃棄物処理税の導入・検討の経緯

### 産業廃棄物処理税を導入した理由

- 1 「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動により、多種多様な廃棄物が大量に排出され、不法投棄が増加するなど、住民の間で、廃棄物処理に対する不安や不信感が高まってきた。
- 2 岡山県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量は、平成12年度末で4年半とひっ迫しており、産業廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進する施策の強化は喫緊の課題であった。
- 3 従来、岡山県においては、産業廃棄物の発生抑制や減量化・再生利用を推進する対策として、自主的取組推進手法や規制的手法を中心に行ってきたが、これらに加えて、産業廃棄物処理税という経済的な負担を賦課することで、より高い廃棄物の発生抑制等の施策効果が期待できる。
- 4 また、この税収を財源とした施策の推進等により、税導入後は、一層の埋立量の減少が期待されるとともに、資源やエネルギーの循環利用を進め、環境への負荷が少ない資源循環型社会の形成に資するものと考えられる。

### 【導入までの経緯】

- 平成12年 4月：地方分権一括法の施行に伴い、地方の課税自主権が拡大された。
- 平成12年 5月：「地方税を考える研究会（庁内検討会）」を設置し、産業廃棄物処理税をはじめとする法定外目的税の創設について研究を行った。
- 平成12年11月：「地方税を考える研究会」の中間報告書において、産業廃棄物処理税の試案が3案提示された。
- 平成13年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成13年12月：税制懇話会から知事へ中間報告がなされ、排出事業者又は中間処理事業者を納税義務者とし、最終処分業者を特別徴収義務者とする現在の仕組みが示された。
- 平成14年 3月：県民からの意見募集
- 平成14年 6月：「岡山県産業廃棄物処理税条例案」を提案し、可決成立した。

平成14年 9月：総務大臣の同意

平成14年10月：広島、鳥取、岡山の3県が条例の施行時期を平成15年4月1日とすることで合意した。

平成15年 4月：「岡山県産業廃棄物処理税条例」を施行

(広島県、鳥取県は同時施行。山口県は平成16年、島根県は平成17年に導入)

## 【条例施行後の検討】

### (1回目の見直し)

平成19年 6月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を開催

平成19年6月～10月：税制懇話会において、「岡山県産業廃棄物処理税」の制度設計やこれまでの事業の成果等を検証

平成19年11月：税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告

平成19年12月：「岡山県産業廃棄物処理税条例改正案」を提案、可決成立した。

平成20年 4月：改正条例を施行

(中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長している。)

### (2回目の見直し)

平成24年 6月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を開催

平成24年6月～10月：税制懇話会において、「岡山県産業廃棄物処理税」の制度設計やこれまでの事業の成果等を検証

平成24年10月：税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告

平成24年12月：「岡山県産業廃棄物処理税条例改正案」を提案、可決成立した。

平成25年 4月：改正条例を施行

(中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長している。)

### (3回目の見直し)

平成29年 6月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を開催

平成29年6月～9月：税制懇話会において、「岡山県産業廃棄物処理税」の制度設計やこれまでの事業の成果等を検証

平成29年10月：税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告

平成29年12月：「岡山県産業廃棄物処理税条例改正案」を提案、可決成立した。

平成30年 4月：改正条例を施行

(中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長している。)

# 岡山県産業廃棄物処理税の仕組み

## 1 税の目的

産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することで、その発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図る。

## 2 納税義務者

排出事業者又は中間処理業者  
(産業廃棄物処理税条例第3条)

## 3 課税標準

産業廃棄物の重量

※ 重量の計測が困難な場合は、容量からの換算  
(産業廃棄物処理税条例第4条第1項・第2項)

## 4 税率

産業廃棄物の重量1トン当たり 1,000円  
(産業廃棄物処理税条例第5条)

## 5 課税方式

最終処分業者等特別徴収(自社処分の場合は、排出事業者申告納付)  
(産業廃棄物処理税条例第6条)

※ 産業廃棄物発生と納税等のフロー図参照

## 6 申告時期

毎月末日  
(産業廃棄物処理税条例第9条)

## 7 課税免除等

なし

## 8 税収

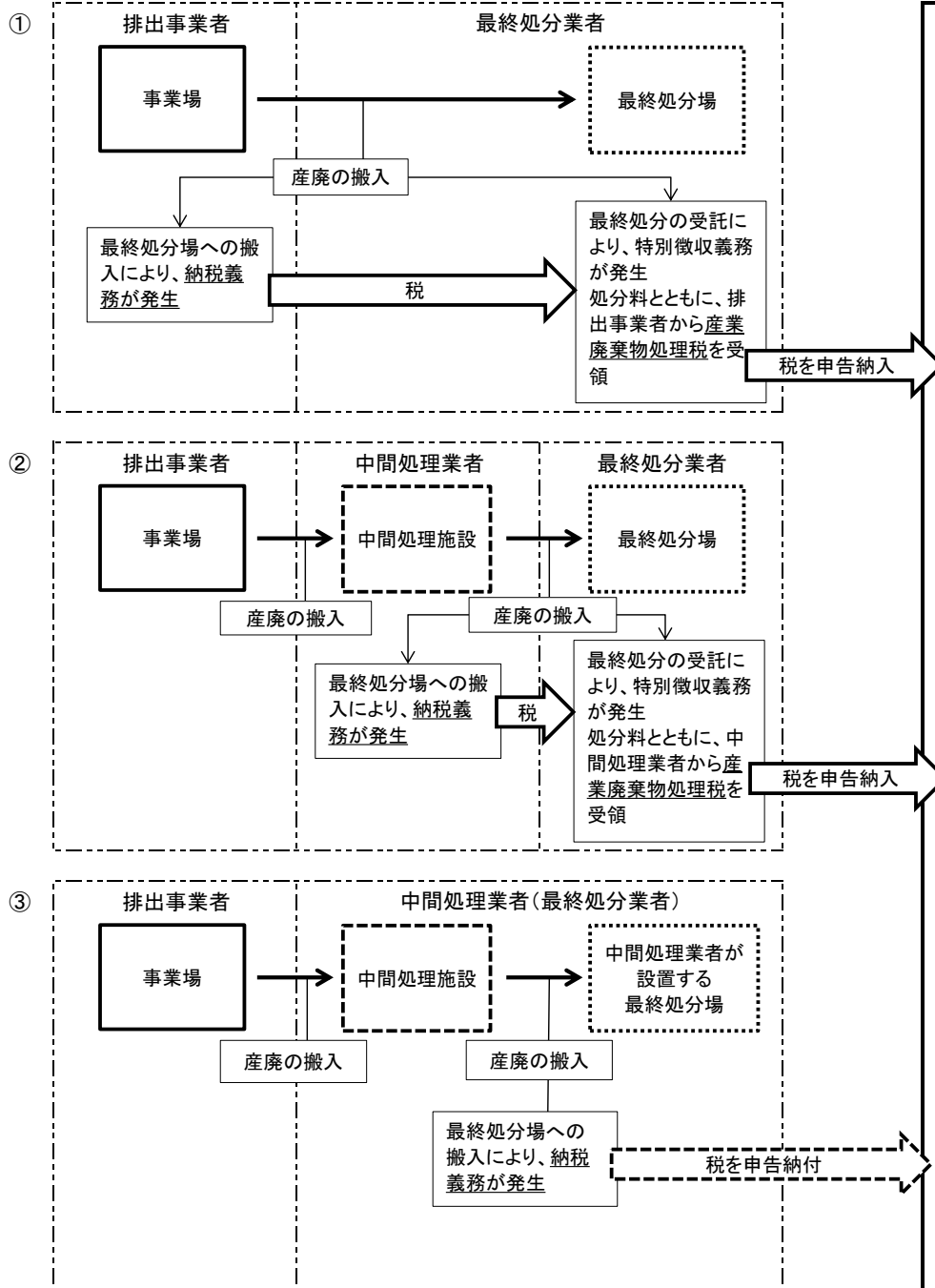
約4億9千万円(令和3年度決算見込み)

## 9 使途

- ・県が行う産業廃棄物対策のための事業
- ・保健所設置市(岡山市・倉敷市)への交付金の交付

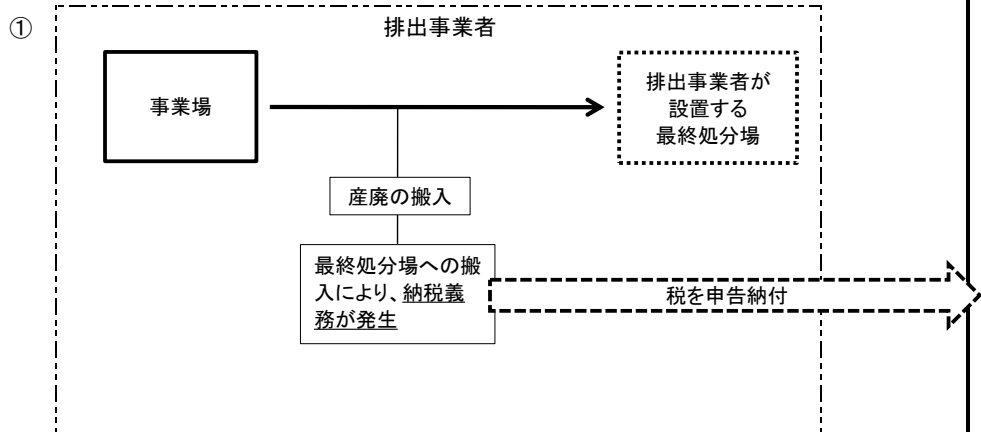
【資料2・別添1】産業廃棄物発生と納税等のフロー

1 最終処分を委託する場合



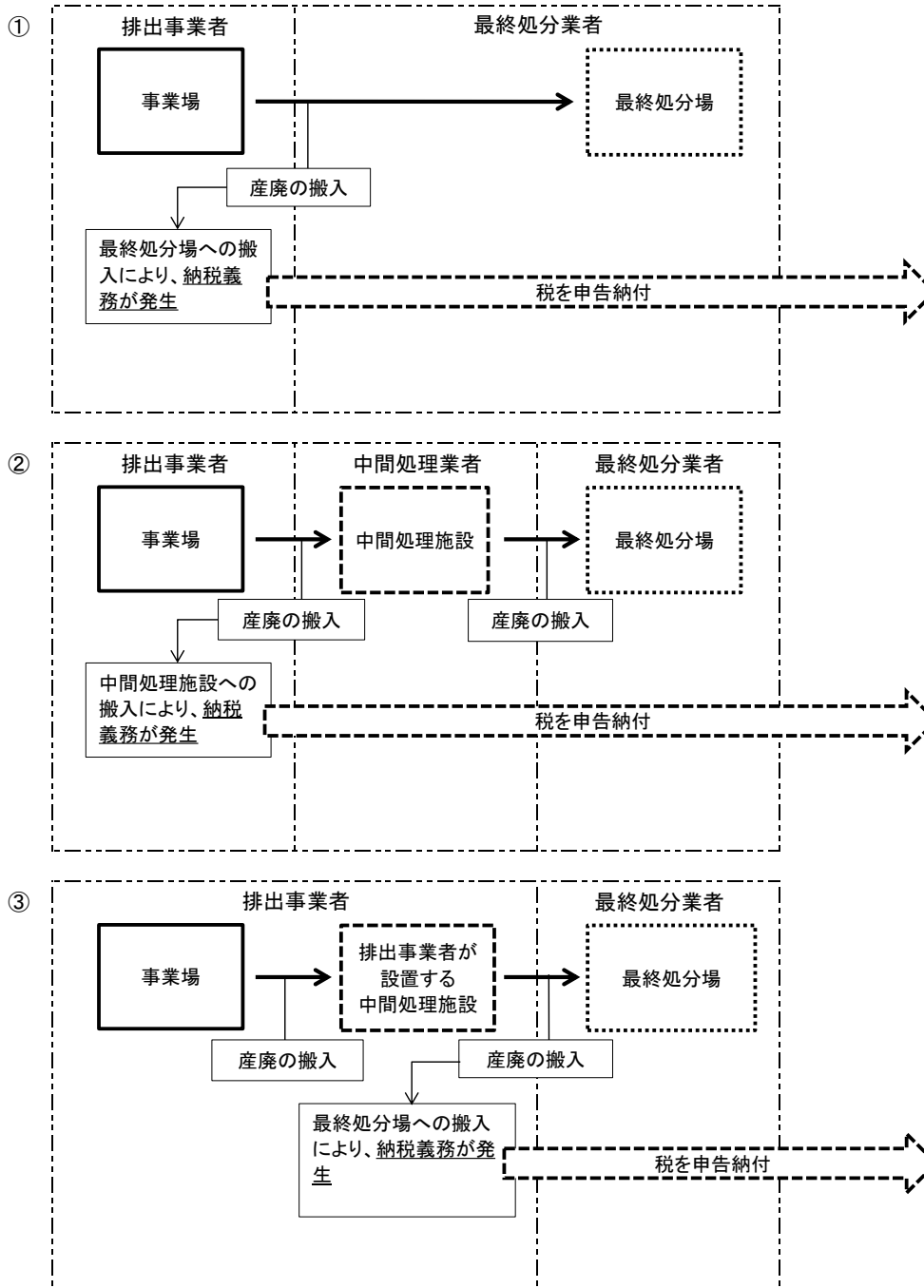
岡山県  
他

2 自社処分の場合



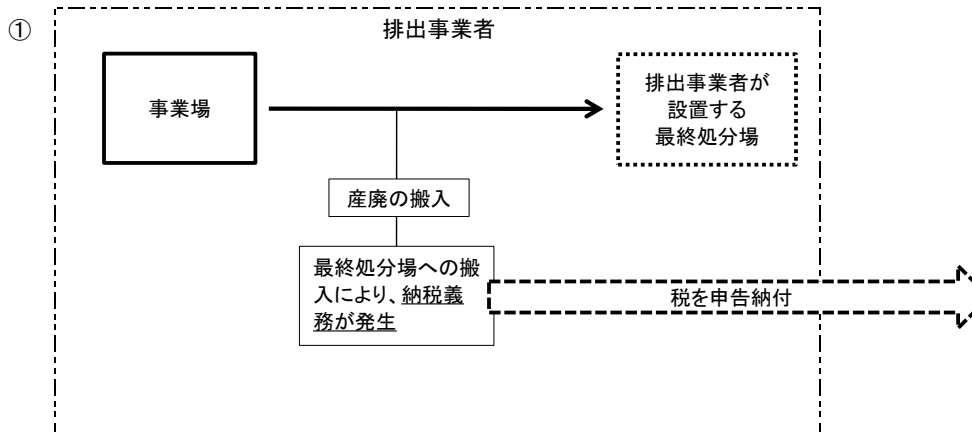
[参考] 岡山県方式以外の徴収方式

1 最終処分を委託する場合



三重県・滋賀県

2 自社処分の場合



## 税収と充当事業費の推移等

### 1 税収と充当事業費の推移

(単位：千円)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
税 収	855,987	893,380	903,471	801,669	742,316	621,283	420,295
前 年 比	-	104.4	101.1	88.7	92.6	83.7	67.6
徴 税 費	59,920	62,537	63,243	56,117	51,962	43,490	29,421
使 途 事 業	産業活動支援	105,190	166,548	113,573	158,335	200,084	239,104
	適正処理推進	62,388	86,944	149,393	135,425	169,234	170,239
	意識改革	79,532	128,072	113,458	193,594	223,738	121,934
	インフラ整備	2,319	1,972	1,192	1,273	480	
充 当 額 計	249,428	383,536	377,616	488,627	593,530	531,280	419,546
岡山市・倉敷市交付金	151,627	172,750	147,186	155,453	175,679	151,020	112,434
年度末基金残	390,703	614,477	947,820	1,063,185	1,017,518	899,735	761,578

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
税 収	451,013	480,378	448,461	410,918	423,398	434,647	452,123
前 年 比	107.3	106.5	93.4	91.6	103.0	102.7	104.0
徴 税 費	31,571	32,410	31,392	28,764	29,638	30,425	31,649
使 途 事 業	産業活動支援	164,125	55,748	70,491	61,074	84,797	52,342
	適正処理推進	160,588	150,928	152,257	149,549	139,703	144,392
	意識改革	101,425	98,163	104,849	79,643	72,205	75,757
	インフラ整備						
充 当 額 計	426,138	304,840	327,597	290,266	296,705	272,491	296,559
岡山市・倉敷市交付金	106,863	114,399	110,384	114,996	109,795	103,901	115,193
年度末基金残	666,466	692,451	651,970	655,746	636,404	668,050	659,789

年 度	H29	H30	R元	R2	R3
税 収	493,588	600,756	618,326	533,938	493,702
前 年 比	109.2	121.7	102.9	86.4	92.5
徴 税 費	34,551	42,053	43,283	37,376	34,559
使 途 事 業	産業活動支援	68,567	68,019	45,005	67,085
	適正処理推進	154,339	196,479	191,598	204,729
	意識改革	71,804	99,995	104,796	108,941
	インフラ整備				
充 当 額 計	294,710	364,493	341,399	380,755	374,591
岡山市・倉敷市交付金	126,111	137,200	149,039	144,719	129,830
年度末基金残	698,354	777,703	862,898	834,718	766,243

※税収は決算ベース（平成15年は5月からの11ヵ月、令和3年度は決算見込額）



## 2 賦課・徴収状況

特別徴収義務者：22者（27施設） R4.4.1時点

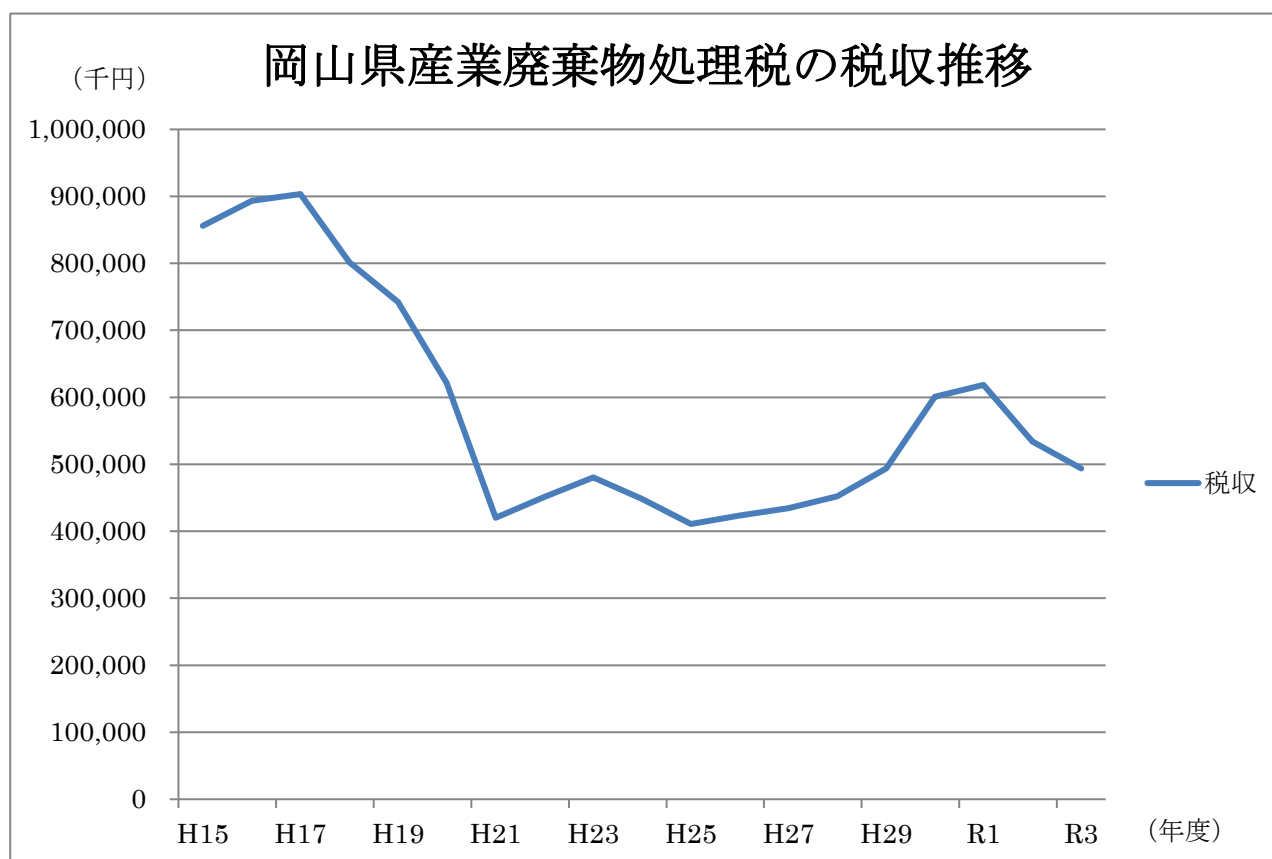
（うち、申告納付を行っている事業者数：10者）

最終処分業者が納税義務者である排出事業者から最終処分の委託を受けた場合には、特別徴収を行い、県に申告納入する一方、排出事業者が設置する最終処分場において自社処分をする場合には、県に申告納付をしている。

いずれの場合であっても、最終処分場の設置者について搬入量等の調査を行うことで、不適正処理を把握できることから、年間10件を目処に、1の最終処分場の設置者につき3年に1回の頻度で税務調査を実施している。

これまでの不適正処理事案は、平成27年度に調査で判明した過少申告事案1件のみである。

[参考]

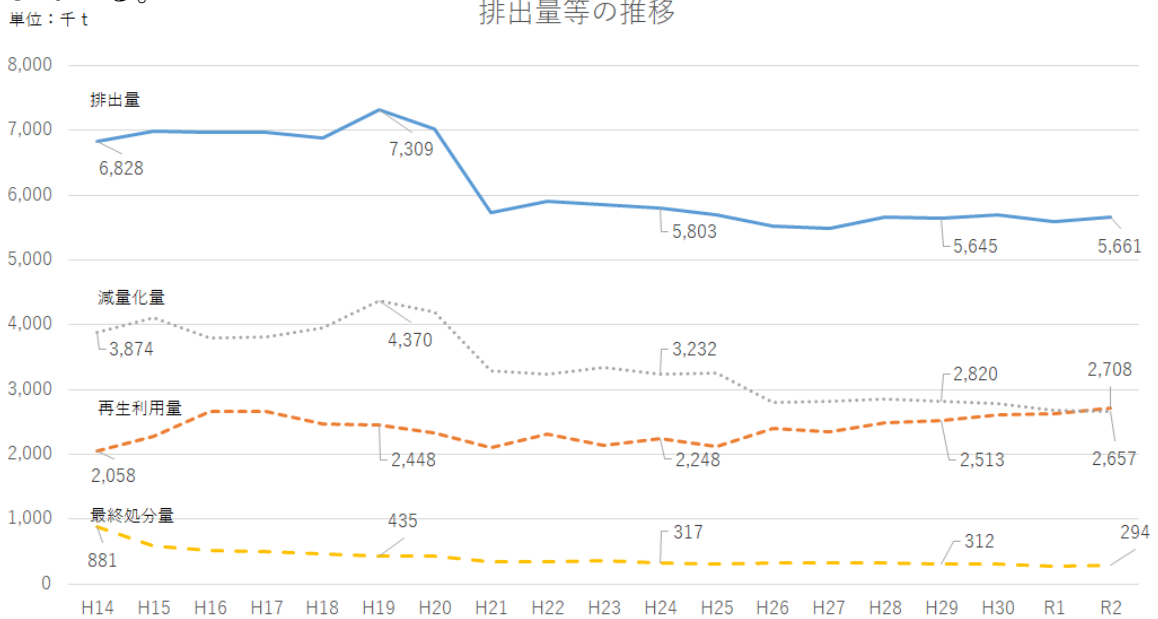


## 税導入の効果等（産業廃棄物の動向）

### 1 産業廃棄物の現況（県内分）

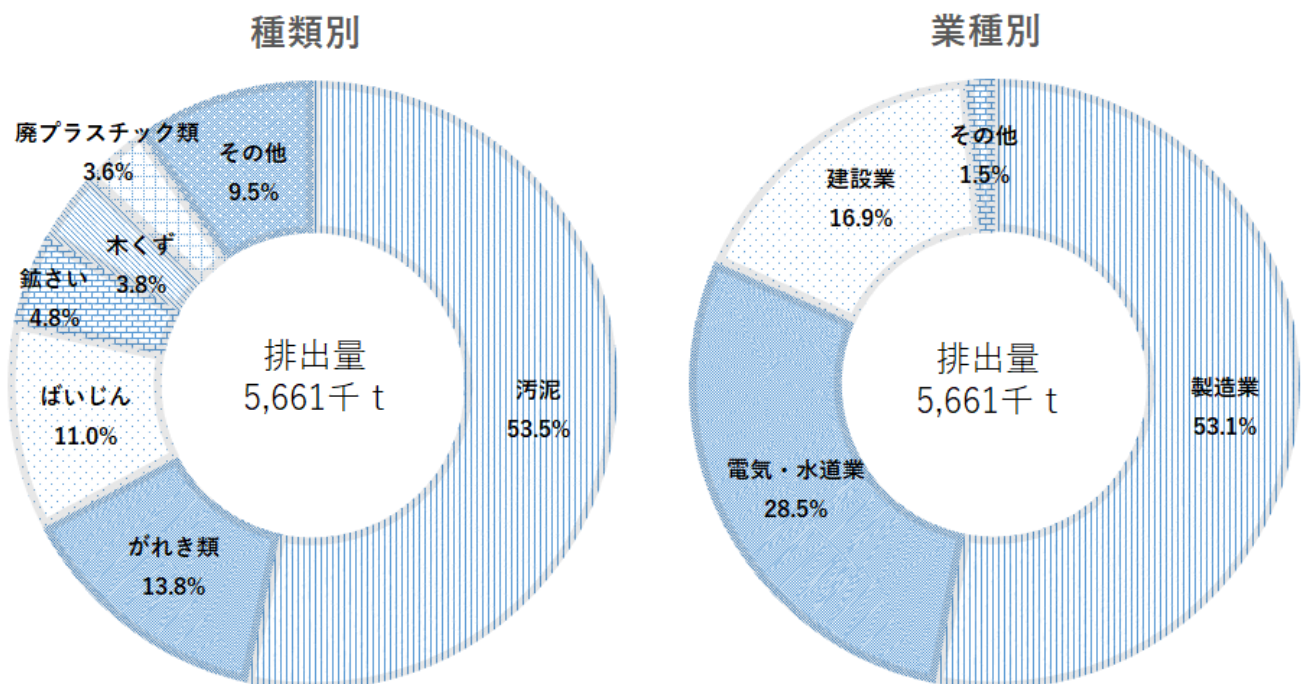
#### （1）排出量及び処理の状況

県内で発生した産業廃棄物の排出及び処理の状況は次表のとおりである。産業廃棄物処理税導入後の排出量は平成19年度に増加が見られたが、全体としては減少傾向となっている。最終処分量は産廃税の導入前の平成14年度（881千t）に比べ、令和2年度は294千t（33.4%）と大幅に減少している。



※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果

#### （2）種類別・業種別の排出量（令和2年度実績）



## 2 広域移動の状況

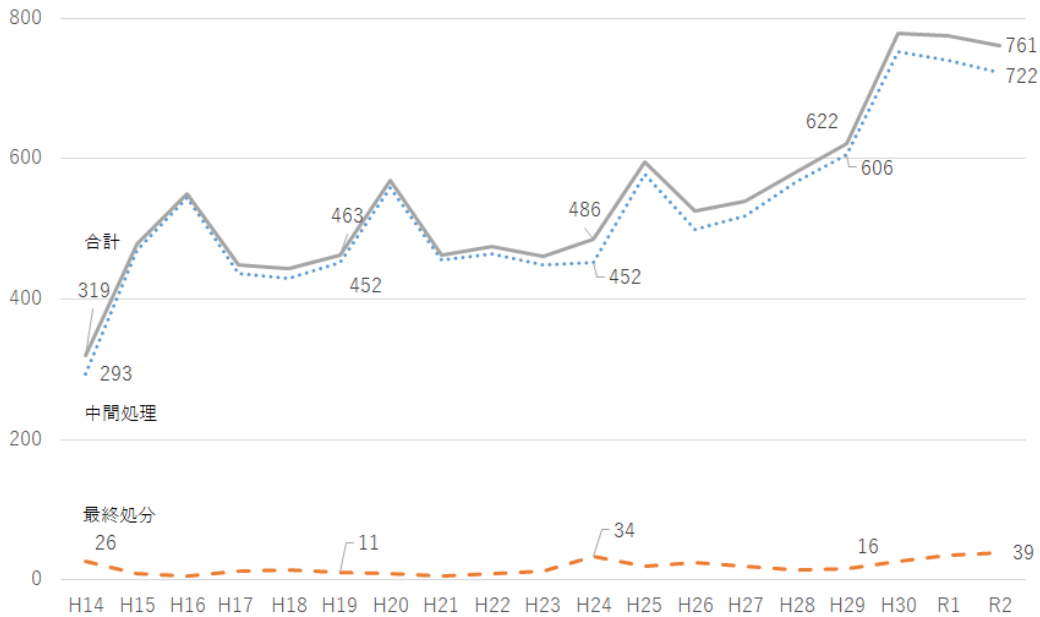
### (1) 県外への搬出

県内で発生した産業廃棄物のうち県外へ搬出され処理された産業廃棄物は、平成14年度（319千t）に比べ、令和2年度は761千t（239%）と大幅に増加している。

このうち、中間処理を目的とした搬出量は、平成14年度の293千tが令和2年度には722千t（246%）へと大幅に増加しているが、最終処分を目的とした搬出量は、平成14年度の26千tが令和2年度には39千t（150%）であり、微かに増加傾向である。

単位：千t

県外への搬出状況



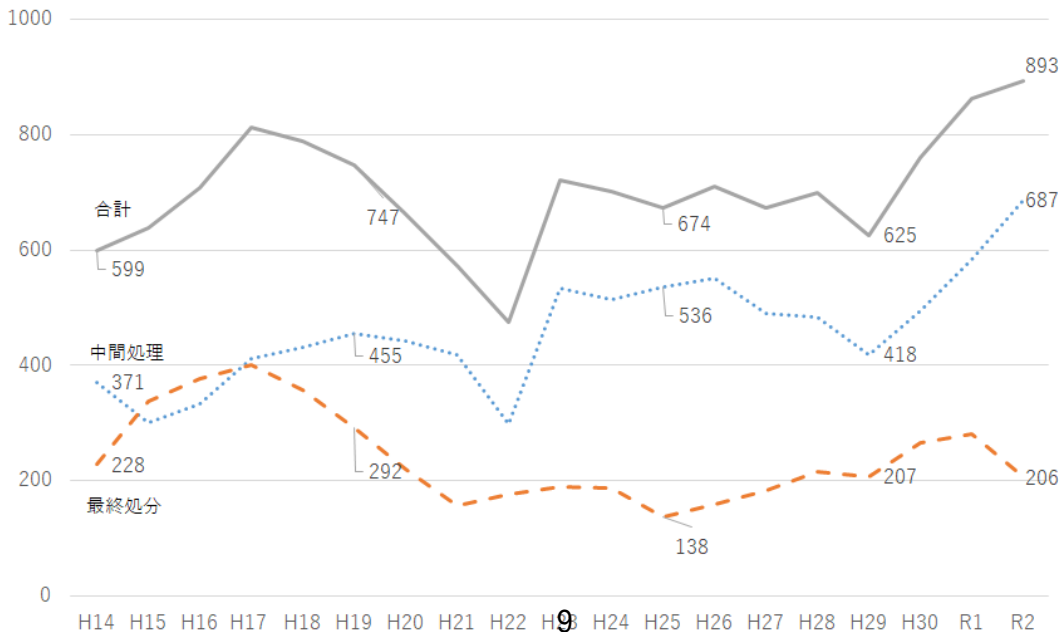
### (2) 県内への搬入

県内に搬入され処分された産業廃棄物は、平成14年度の599千tが令和2年度には893千t（149%）と増加している。

このうち、中間処理を目的とした搬入量は平成14年度の371千tから増加してきており、令和2年度には687千t（185%）となっている。最終処分を目的とした搬入量は、平成14年度の228千tが平成25年度には138千t（61%）まで減少したが、その後増加に転じ、令和2年度には206千t（90%）となっている。

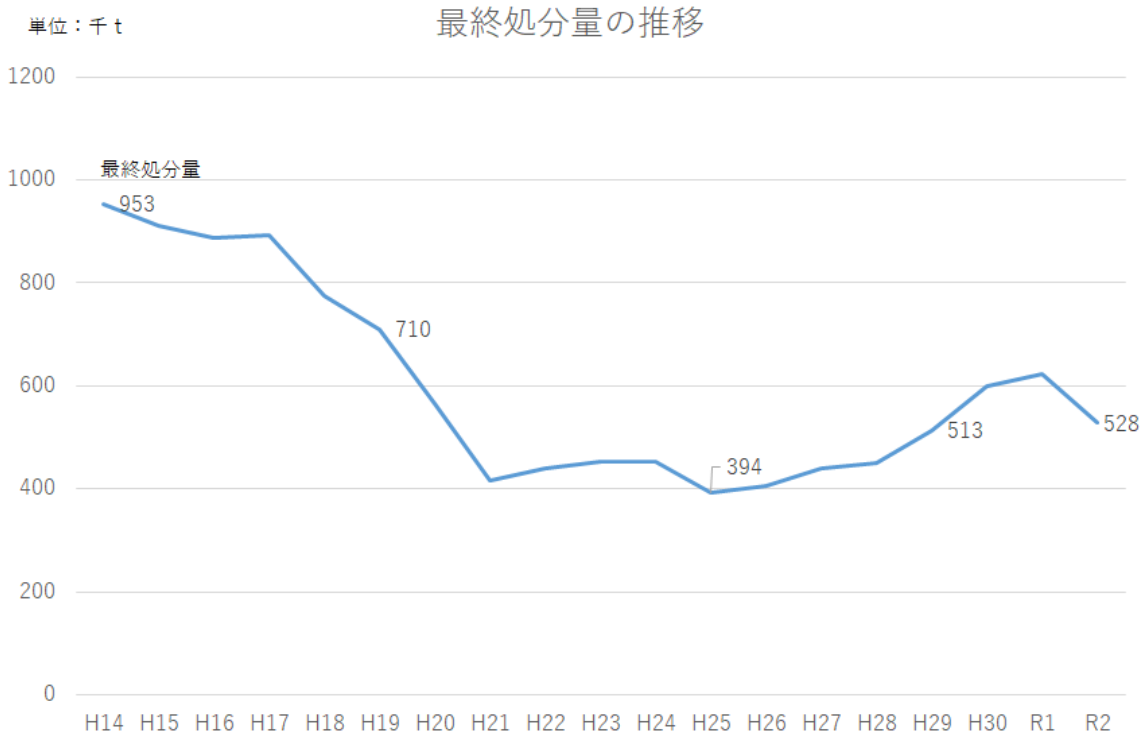
単位：千t

県内への搬入状況



### 3 最終処分量の推移（県外を含む）

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物（県外からの搬入を含む）の量は、産廃税の導入前の平成14年度は953千tであったが、平成25年度には394千tまで減少し、その後増減を経て、令和2年度には528千tとなっている。



※ 産業廃棄物処理実績報告より集計

※ 調査方法が異なるため、税収から割り戻した処分量とは異なる。

### 4 不法投棄の状況

県内で確認された産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上（特別管理産業廃棄物は10t未満も含む）の事案の件数及び投棄量は次表のとおりである。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	20	21	21	10	12	1	2	3	3
量 (t)	3,830	972	992	625	1,069	20	55	60	103

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	対H14比
0	3	1	2	7	1	4	2	4	1	5%
0	1,142	61	693	277	1,000	2,859	159	32,171	125	3%

※ 産業廃棄物の不法投棄等の状況（環境省発表）

## 5 今後の産業廃棄物の排出及び処理見込み

### (1) 排出量等の将来予測

県内で発生した産業廃棄物の排出及び処理の状況並びにその将来予測は次のとおりである。令和7年度には、排出量及び最終処分量は微かに減少すると予測されている。

(単位：千t/年)

	平成26年度 実績	令和元年度 実績	令和7年度 予測
排出量	5,525	5,583	5,626
再生利用量	2,399	2,625	2,585
減量化量	2,808	2,683	2,767
最終処分量	318	273	271

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果及び第5次岡山県廃棄物処理計画による

### (2) 最終処分場の残余年数の推計

県内の最終処分場の残余年数は、令和2年度末時点で5.8年である。

	最終処分量 (R2年度)	残存容量 (R2年度末)	残余年数 (R2年度末)
県内の最終処分場	528千t	3,081千m <sup>3</sup>	5.8年

※ 産業廃棄物処理実績報告より集計

※ tとm<sup>3</sup>の換算比を1とする。

最終処分場の残余年数を確保することは産業振興を図る上でも重要であることから、排出抑制やリサイクルを促進するための各種施策を展開している。また、水島地区において、公共関与の最終処分場（埋立容量:2,400千m<sup>3</sup>）が平成21年4月から供用中であるが、残余容量がわずかとなっているため、延命化を目的とした嵩上げの変更許可取得に向けた手続きを進めている。（変更計画での埋立容量:4,600千m<sup>3</sup>）

## 使途事業の実績と主な成果（平成 29～令和 2 年度）

### 1 使途事業の推移

県では、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を推進するため、岡山県循環型社会形成推進条例の趣旨や、産廃税導入時の税制懇話会の報告書に基づき、平成 20 年度事業からは使途事業に係る充当方針を定め、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の 3 つを柱に税収を活用している。直近 4 年間の充当状況は次のとおりである。

#### [産廃税の充当額（決算額）]

（単位：千円）

年度 項目	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	計
(1) 産業活動の支援	68,567 (23%)	68,019 (19%)	45,005 (13%)	67,085 (18%)	248,676 (18%)
(2) 適正処理の推進	154,339 (52%)	196,479 (54%)	191,598 (56%)	204,729 (54%)	747,145 (54%)
(3) 意識の改革	71,804 (25%)	99,995 (27%)	104,796 (31%)	108,941 (28%)	385,536 (28%)
合 計	294,710 (100%)	364,493 (100%)	341,399 (100%)	380,755 (100%)	1,381,357 (100%)

注) 下段の括弧書きの数値は、各年度の合計に占める比率

### 2 使途事業の概要

#### (1) 産業活動の支援

##### ① 岡山エコ事業所等の普及促進

ゼロエミッション等に積極的に取り組んでいる 244 事業所を「岡山エコ事業所」として認定したほか、県民に対して、各種広報媒体等を活用し制度の周知や認定事業所の普及促進に努めた。（令和 2 年度までの 4 年間の税充当額 13,585 千円）

##### ② バイオマスの利活用の推進

循環資源である植物由来のバイオマスの利活用を推進するために、調査開発やセミナー等の開催による情報共有、事業者等に対する支援を実施した。（令和 2 年度までの 4 年間の税充当額 57,198 千円）

##### ③ 循環型クラスターの形成促進

産業廃棄物のリサイクルを推進するため、民間事業者が行う先進的なリサイクル関係施設等の整備や、新たなリサイクル技術の開発等について、「岡山県資源循環

推進事業」として6件の事業を承認し、その経費を助成するとともに、中四国地域を視野に入れた広域でのビジネスマッチングを推進することにより、産業廃棄物を循環資源として利活用する新技術・新製品の開発等を支援した。（令和2年度までの4年間の税充当額 97,037 千円）

**[岡山県資源循環推進事業の年度別実績]**

	H29	H30	R1	R2
資源循環推進事業 (施設整備)	承認 0 件 0 千円	承認 1 件 5,625 千円	承認 0 件 0 千円	承認 0 件 0 千円
資源循環推進事業 (技術開発)	承認 1 件 3,937 千円	承認 0 件 0 千円	承認 0 件 0 千円	承認 4 件 12,560 千円

**④ 環境情報の拠点づくり**

県が指定した循環資源総合情報支援センターで行う、県民・事業者に対する廃棄物に関する各種情報の発信、事業活動に伴って発生する循環資源を他の事業者が有効に利用する機会をインターネット上で提供するシステムの運営支援を行った。（令和2年度までの4年間の税充当額 24,123 千円）

**⑤ その他産業活動に対する支援**

県内で発生する産業廃棄物の抑制や循環資源として有効活用するための調査研究等を実施した。（令和2年度までの4年間の税充当額 56,733 千円）

**(2) 適正処理の推進等**

**① 産業廃棄物の適正処理等の推進**

法令に基づく基準や制度、法令の改正内容の周知や、優良事業者の育成を図るため、（一社）岡山県産業廃棄物協会が実施する研修会や、処理業者が整備する計量設備を導入する経費に対し助成を行った。

また、廃棄物の適正処理を推進するための基本的指針となる廃棄物処理計画を策定し、目標に掲げた排出量等の実態調査を実施した。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に当たっては、国及び全国自治体と足並みを揃えた対応を行う必要があるため、国等で算定された所要額を当該廃棄物処理基金に拠出した。（令和2年度までの4年間の税充当額 231,240 千円）

**[年度別実績]**

	H29	H30	R1	R2
研修会経費の助成 (回数/参加者)	2,500 千円 (10 回/334 人)	1,455 千円 (3 回/152 人)	2,500 千円 (9 回/254 人)	1,780 千円 (1 回/230 人※)
設備導入費の助成 (件数)	12,337 千円 (10 件)	12,686 千円 (10 件)	14,258 千円 (10 件)	13,888 千円 (8 件)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため研修会資料送付のみ

## ② 不適正処理防止の強化対策

次のとおり、産業廃棄物の不適正処理防止に向けた対策を行った。（令和2年度までの4年間の税充当額 16,327千円）

### ア 不法投棄の防止啓発

不法投棄や野外焼却等の防止啓発として、ラジオスポット、新聞紙面への掲載などにより、広く不法投棄等の情報提供を呼びかけた。

#### [年度別実績]

	H29	H30	R1	R2
ラジオスポット	延 54 回	延 54 回	延 54 回	延 54 回

### イ 県外の産業廃棄物搬入車両への対応

手口の悪質・巧妙化や活動範囲の広域化に対処するため、県警察の協力を得て、産業廃棄物運搬車両の路上検査を主要幹線道路で実施した。

#### [年度別実績]

	H29	H30	R1	R2
車両検査の台数 (延べ回数)	78 台 (5 回)	51 台 (5 回)	59 台 (6 回)	27 台 (3 回)
うち指導台数	14 台	4 台	7 台	3 台

## ③ 監視指導体制の強化対策

次のとおり、産業廃棄物に関する監視指導体制の強化を図った。（令和2年度までの4年間の税充当額 370,104千円）

### ア 産業廃棄物監視指導員の配置

悪質な不適正事案には暴力団関係者が関与していたり、指導する職員に危害を及ぼすおそれがある場合が多いため、警察官OBを会計年度任用職員として各県民局及び地域事務所に配置し、監視指導体制の強化を図った。

#### [年度別実績]

	H29	H30	R1	R2
警察官OBの配置	計 9 名	計 9 名	計 9 名	計 9 名
〃 出動回数	1,789 回	1,748 回	1,756 回	1,676 回

### イ 休日・夜間等への対応

職員の監視指導が手薄となる土日・祝日・早朝・夜間に敢行される不法投棄を未然に防止するため、夜間・休日の監視パトロールを実施したほか、反復継続的に不法投棄が行われる場所等に監視カメラを設置した。

#### [年度別実績]



	H29	H30	R1	R2
休日夜間のパトロール回数	259 回	259 回	251 回	255 回
〃 不法投棄等の報告件数	25 件	28 件	30 件	27 件

#### ウ 中山間地域への対応及び早期捕捉対策

不法投棄は山林や丘陵など人目の届かない場所を選んで行われることが多いため、ヘリコプターによる上空監視を実施したほか、県庁内に全県一本化した通報の受皿として「不法投棄110番」を設置した。また、不法投棄対策事業を行う市町村への支援を実施した。

##### [年度別実績]

	H29	H30	R1	R2
上空監視回数	延 4 回	延 4 回	延 4 回	延 4 回
不法投棄 110 番の報告	23 件	22 件	35 件	32 件
不法投棄監視事業の市町村へ助成 (件数)	4,153 千円 (17 件)	4,234 千円 (18 件)	4,281 千円 (19 件)	4,238 千円 (19 件)

#### ④ その他適正処理の推進

産業廃棄物等に含まれるPCBやダイオキシン等の調査・分析や、過去に建設資材などの用途に使用されてきたアスベストに係る大気中の濃度測定等を実施した。

(令和2年度までの4年間の税充当額 129,474千円)

### (3) 意識の改革

#### ① おかやま・もったいない運動の推進

再生品等の使用の促進を図るための「グリーン調達」や「岡山県マイバッグ運動」を推進したほか、県内で現に製造・販売されている使用を促進すべきリサイクル製品を対象とした「岡山県エコ製品」を369件認定した。

また、家族で環境に優しい取組を行う「小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト」を実施した。(令和2年度までの4年間の税充当額 96,094千円)

##### [年度別実績]

	H29	H30	R1	R2
グリーン調達実績 (調達件数・調達金額)	38,469 件 267,963 千円	28,865 件 320,009 千円	44,844 件 381,326 千円	90,111 件 693,726 千円
エコチャレンジコンテスト応募者	329 件	773 件	556 件	786 件

## ② 3Rに関する環境教育・環境学習の推進

小中学生等を対象に環境学習エコツアー、移動環境学習車の運営等を実施したほか、スーパーエンバイロメントハイスクールを指定するなどし、小中学校や高等学校での環境教育等を推進した。（令和2年度までの4年間の税充当額 167,710 千円）

### [年度別実績]

	H29	H30	R1	R2
環境学習エコツアーの参加者	3,395 人	3,214 人	3,046 人	806 人
環境学習出前講座の実施回数	333 回	361 回	376 回	336 回
移動環境学習車出動回数	37 回	39 回	32 回	12 回

## ③ その他の3Rに係る取組の推進

関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築するとともに、関係団体等が実施する清掃活動等への支援を行った。（令和2年度までの4年間の税充当額 121,732 千円）

## 産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種	担当課室	事業の概要	H29	H30	R1	R2
1	環境にやさしい企業づくり事業	産業活動の支援	循環型社会推進課	①循環型社会の推進に取り組み事業所を岡山エコ事業所として認定する。 ②エコ事業所一覧パンフレットを作成し、県民に対して事業所の取り組みをPRする。	3,705	4,002	2,717	3,161
2	循環資源情報提供システム運用・保守事業	産業活動の支援	循環型社会推進課	①廃棄物処理業者や循環資源に関する情報を一元管理し、情報の受発信を行うシステムを整備する。 ②有用な廃棄物の交換をあっせんする循環資源マッチングシステム等の整備を支援する。	6,139	7,641	5,228	5,115
3	地域ミニエコタウン事業	産業活動の支援	産業振興課	循環型社会の形成を推進すると認められる先進的なリサイクル関係施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等について、経費の一部を助成する。	3,978	5,801	84	12,660
4	中四国環境ビジネスネット事業	産業活動の支援	産業振興課	県内環境産業の振興を目的とした中四国環境ビジネスネットの活動を通じて、中四国地域を視野に入れた広域でのビジネスマッチングを推進することにより、産業廃棄物を循環資源として利活用する新技術・新製品の開発等を支援する。	15,447	15,286	16,890	15,384
5	エコプロダクツ製品化支援事業	産業活動の支援	産業振興課	「岡山県エコ製品」への認定を目指すなど循環資源を原料とした競争力ある新製品開発のための事業化可能性調査・検証事業や実用化研究事業を行う場合に必要とする経費の一部を補助する。	3,424	3,188	1,576	3,319
6	バイオマスイノベーション創出実用化支援事業	産業活動の支援	産業振興課	県内企業や大学等有する有望な木質バイオマス利活用の研究技術シーズを活かし、販路開拓までを見据えた商品開発を支援することで、新たなバイオマス産業創出の早期実現を図る。	1,943	1,947	—	—

## 産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種	担当課室	事業の概要	H29	H30	R1	R2
7	バイオマスイノベーション創出拠点形成事業	産業活動の支援	産業振興課	県内外の大学、公設試験研究機関等の「知」を活用し、バイオマスの高度利用に関する先導的研究を行う。	18,417	15,278	—	—
8	おかやまバイオマスネットワーク構築事業	産業活動の支援	産業振興課	産学官連携組織を運営し、セミナー等の開催を通じて、バイオマスの利活用に関する先端技術情報の収集や提供、ビジネスマッチング、プロジェクト化等を行うとともに、川上～川中～川下のマッチングを行うコーディネータの設置により、事業化等を推進する。	5,042	4,571	6,882	3,118
9	セルロースナノファイバーによる地場産品等魅力アップ強化事業	産業活動の支援	産業振興課	セルロースナノファイバーの知見に乏しい企業等を対象に、自社製品等へのセルロースナノファイバー適用の試行に係る経費を支援することにより、研究開発の促進を図る。	2,095	1,928	1,723	—
10	構造制御技術を用いた高分子複合材料の開発	産業活動の支援	工業技術センター	材料特性に影響を及ぼしている内部の微細構造について詳細な評価を行い、高分子複合材料の高性能化を図る。これにより、製品の軽量化や長寿命化を達成する。また、不純物による影響度を制御することにより、廃プラスチックのリサイクル性を向上する。	2,935	2,960	2,960	—
11	洗い加工の高度化による革新的ジーンズ加工技術の開発	産業活動の支援	工業技術センター	ジーンズ製品の「洗い加工」が製品に与える影響を化学的に解明し、不良品の発生や染色排水・汚泥の削減に寄与するとともに、加工時の化学反応を利用したジーンズの色相変化技術を開発する。	596	601	—	—

## 産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種	担当課室	事業の概要	H29	H30	R1	R2
12	高精度プロセス制御による精密加工・金属材料柳雄の高付加価値化（令和元年度から「金属加工の環境対応・高機能化を可能とする製造プロセス技術の開発」に名称変更）	産業活動の支援	工業技術センター	金属加工製品のリサイクル性、小型軽量化、耐久性の向上を目的に、素材及び製造プロセス技術の開発を行う。製品のリサイクル性向上及び輸送機器の軽量化は、排出二酸化炭素の削減及び環境負荷低減に直結するため、岡山県の重点分野である「環境」の観点から積極的な技術支援を行う。	4,846	4,816	5,417	5,417
13	分析・解析技術に基づいた高分子複合材料の開発	産業活動の支援	工業技術センター	複合構造が材料特性に及ぼす影響を解明し配合組成や加工条件等を抑制することで、希望する構造・特性を有する高分子複合材料の実現を図る。	—	—	—	2,960
14	おいしい「岡山市」PR推進事業	産業活動の支援	畜産課	県産果実等残さの畜産分野での利活用を検討するため、白桃残さを利用した飼料の定着化を推進し、廃棄物処理量の低減を図る	—	—	1,528	—
15	県産果実残さ等飼料化推進事業	産業活動の支援	畜産課	産業廃棄物として処理される果実残さ等、特に白桃の加工残さを飼料化し、岡山県特産の白桃を給与した畜産物という特長づけを行うことで、廃棄量の削減と、畜産物の高付加価値化の両立を目指して、活用の方法を検討する。	—	—	—	1,549
16	搾乳ロボットに対応した高水分乳牛ふんの堆肥化処理技術実証	産業活動の支援	畜産課	酪農経営での搾乳ロボット導入及び牛舎のフリーバーン化が増えたことで、乳牛ふん尿の水分が高くなり、従来法での堆肥化処理が困難となったため、畜産研究所において適切な処理技術の普及のための技術実証を行う。	—	—	—	14,402
17	アスベスト濃度調査事業	適正処理の推進	環境管理課	解体等現場周辺におけるアスベスト濃度調査及び環境調査を実施する。	2,695	3,748	4,551	3,853
18	有害化学物質対策調査事業	適正処理の推進	環境管理課	残留性が高く、環境中で分解しにくい有害化学物質等について、水環境中の存在実態を把握する。	11,292	11,293	11,293	11,279

## 産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種	担当課室	事業の概要	H29	H30	R1	R2
19	環境保全及び保健衛生行政の基礎資料となる調査研究	適正処理の推進	環境保健センター	環境中有害化学物質の分析・検索技術の開発に関する研究、廃棄物最終処分場の排水等に係る適正かつ低コストな処理方法の検討に関する研究等	728	728	623	416
20	運営費	適正処理の推進	環境保健センター	不適正処理発見時の迅速かつ高度な分析に必要な分析機器の運用及びC3施設等の維持	15,052	14,674	13,693	14,529
21	災害廃棄物処理体制強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	広域的な災害廃棄物処理が必要となる場合の連携体制を確立するため、災害廃棄物広域処理に関する図上訓練を実施する。	5,375	5,377	7,649	20,129
22	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理の推進のため、（独）環境再生保全機構が所管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ補助する。	14,774	13,983	1,815	—
23	廃棄物処理計画等策定事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	廃棄物の排出抑制、減量化・資源化等の目標を定め、廃棄物の適正処理を推進するため、岡山県廃棄物処理計画を策定するとともに、同計画における産業廃棄物に係る数値目標等の進行管理を行うため、毎年度、岡山県内の産業廃棄物の排出量、最終処分量等の実態調査を行う	3,268	2,568	2,789	6,510
24	最終処分量削減のための調査・分析事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	本県の産業廃棄物の最終処分量の一層の削減に向け、排出や最終処分等の現状・課題の調査・分析を行う。	—	6,348	2,679	—
25	事業系一般廃棄物削減ガイドライン策定事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	事業系一般廃棄物対策の参考となるガイドラインを取りまとめ、市町村に周知する。	4,060	—	—	—
26	不法投棄防止啓発事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	新聞広告、ラジオ等により不法投棄防止に関する普及啓発を行う。	3,288	2,948	3,082	3,250
27	県外搬入指導取締事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	県外からの不法投棄を未然に防止するため、収集運搬車両の検問を行う。	1,133	909	883	834
28	育成支援事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	処理業者の資質向上のための研修会等の事業や設備整備支援事業に補助を行う。	16,416	15,895	18,090	16,188

## 産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種	担当課室	事業の概要	H29	H30	R1	R2
29	監視指導体制強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	廃棄物の不適正処理に関する監視指導業務の専門職員（非常勤）を配置する。	54,090	53,715	54,695	60,465
30	不法投棄等監視強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	民間警備会社に監視パトロールを委託するとともに、監視カメラによる監視を行う。	10,648	9,870	13,547	15,537
31	不法投棄防止ネットワーク化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	不法投棄110番の設置、発見通報協定の締結、不法投棄等の上空監視等を行う。	7,965	8,146	7,937	7,810
32	対応力強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	悪質化・巧妙化する産業廃棄物の不適正処理事案に対応するため、研修等により指導担当職員の技術的、法的、経理的対応能力の向上を図る。	—	40,248	14,747	10,684
33	ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	PCB廃棄物の適正な保管及び処理体制の整備を図るため、PCB使用安定器の保有状況について調査を実施する。	—	—	29,078	27,613
34	環境保全型畜産確立対策推進事業	適正処理の推進	畜産課	家畜排せつ物に起因する苦情問題が複雑化しており、解消に向けては畜産側だけに限らない総合的な指導が必要となっている。このため、畜産農家に対する処理技術指導及び生産された堆肥の利用促進に向けた普及啓発活動を展開し、資源リサイクルの円滑化による家畜排せつ物の適正管理を推進する。	2,213	2,091	2,227	1,475
35	大規模畜産農家畜産環境整備支援等事業	適正処理の推進	畜産課	大規模畜産農家や畜産団地で発生する家畜排泄物について、畜産農家に対する、より集中的な技術指導の実施及び堆肥処理に要する購入等費用を助成することで、良質堆肥の精算を推進するとともに流通の促進を図る。	1,342	3,938	2,220	4,157
36	協働による環境学習推進事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	県民により身近なNPO等環境団体同士が情報交換をする場を設け、関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築し、行政とNPO等との協働による環境学習を推進する。	19,048	19,446	20,781	20,610

## 産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種	担当課室	事業の概要	H29	H30	R1	R2
37	移動環境学習車運営事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	山陽新聞の販売店で構成される山陽会から山陽新聞社創立130周年記念事業の一環として、平成21年3月に県に対して寄贈された「移動環境学習車及び装備品一式」を環境学習の推進に活用する。	72	143	24	134
38	環境学習エコツアー事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	環境問題を身近な問題と捉えて環境保全意識を高揚するため、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設等の環境関連施設を実際に見学体験等をする機会を提供する。（小中学校や地域団体等を対象とする団体向けコースと、個人参加を募集する個人向けコース（年3回）の2種類がある。）	10,844	10,667	10,482	4,547
39	地球温暖化防止活動推進センターと連携した推進員の支援	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	地球温暖化防止対策の推進のため、法律に基づいて委嘱している岡山県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することにより、岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した地球温暖化防止対策の推進を図る。	1,552	1,630	1,576	1,440
40	アースキーパーメンバースHIP推進事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	県民、事業者が、地球温暖化防止のため環境負荷低減活動（環境への影響を減らす活動）について自らの取組目標を定めて、「アースキーパーメンバースHIP」として登録し、一定期間の状況を報告する制度を推進する。	9,430	7,834	8,346	8,472
41	エコアクション21認証取得推進事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	エコアクション21を新たに取得する事業者に対して取得に係る経費の一部を補助する。	2,116	364	300	252
42	児島湖再生事業	意識の改革	環境管理課	児島湖畔でヨシ原の刈取り、ヨシの再利用、及び体験学習を実施することにより、バイオマスの活用と県民のリサイクル、環境保全意識の高揚を図る。	8,144	8,134	6,589	7,590



## 産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種	担当課室	事業の概要	H29	H30	R1	R2
43	晴れの国ブルースカイ再生事業	意識の改革	環境管理課	稲わらの野焼きについて、農業関係団体等と連携しながら稲わらの有効利用のための支援や啓発活動を行うことで、PM2.5の排出を抑制し、安全で快適な生活環境を保全する。	—	—	—	12,281
44	おかやまの美しい海、海ごみクリーンアップ事業	意識の改革	循環型社会推進課	海ごみの発生抑制対策のため美化意識を行う経費及び海ごみの回収、処理及び発生抑制事業を行う市町村に経費を補助する。	—	12,850	—	—
45	きれいな生活環境づくり促進事業	意識の改革	循環型社会推進課	環境美化活動を行っている団体の活動をPRするとともに、ごみ広いアプリ「ピリカ」をカスタマイズし、岡山県のみを集計を可能とするウェブサイト「ピリカおかやま」を開設する。	4,175	4,322	3,441	2,303
46	ごみゼロ社会推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	①岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議を開催し、県民・事業者・行政が協働で3Rを推進する。 ②3R活動推進フォーラムに参加する。 ③ごみの減量化やリサイクルをテーマとしたポスターコンクールを実施する。 ④基準に合致したリサイクル製品を岡山県エコ製品に認定する。また、再生品の使用促進指針を定め、リサイクル製品の需要を喚起する。	1,312	1,613	1,054	1,538
47	おかやま・もったいない運動推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	①「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムを開催し、「もったいない」精神の普及啓発を行う。 ②家庭でのごみ減量化等に取り組むエコチャレンジコンテストを実施する。	4,725	4,053	4,491	3,581
48	エコライフ推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	レジ袋の削減を通して県民の意識改革を図り、環境問題に取り組むきっかけづくりを行う。	5,490	6,609	6,215	6,901
49	中小企業3R推進アドバイザー派遣事業	意識の改革	循環型社会推進課	中小企業にアドバイザーを派遣し、廃棄物削減に向けた取組方法のアドバイスを行う。	4,157	4,558	4,989	6,009

## 産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種	担当課室	事業の概要	H29	H30	R1	R2
50	食品ロス・家庭ごみ削減促進事業	意識の改革	循環型社会推進課	多方面からの啓発を展開し、食品ロスを中心とした家庭ごみの削減を図る。	—	12,392	15,374	20,746
51	プラスチック製品3Rセミナー開催事業	意識の改革	循環型社会推進課	プラスチックの3Rを進め、美しく快適なおかやまを目指す	—	—	5,215	2,672
52	廃プラスチック削減に係る調査・分析事業	意識の改革	循環型社会推進課	廃プラスチック類の排出量や最終処分量の削減のための有効な対策を取りまとめる。	—	—	4,812	—
53	おかやまプラスチックスマート運動	意識の改革	循環型社会推進課	廃プラスチックの排出抑制、適正処理が求められている中、県民及び事業者による主体的な廃プラスチックの削減に向けた取り組みを促す。	—	—	—	6,183
54	海面アダプト事業	意識の改革	水産課	海洋レジャー関係団体等が実施する海面清掃への支援を実施する。	112	126	127	88
55	スーパーエンバイロメントハイスクール研究開発事業	意識の改革	高校教育課	廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定。 カリキュラムの開発、大学や研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気付き、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図るとともに、環境教育に関する教材を開発。	627	5,254	10,980	3,594

産業活動の支援	68,567	68,019	45,005	67,085
適正処理の推進	154,339	196,479	191,598	204,729
意識の改革	71,804	99,995	104,796	108,941
合計	294,710	364,493	341,399	380,755

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山市・倉敷市）

（単位：千円）

	事業名	充当方針 三本柱の種	担当課室	事業の概要	H29	H30	R1	R2
岡山市	産業廃棄物対策事業	適正処理の推進	【岡山市】 産業廃棄物対策課	産業廃棄物監視班（県警0B）による、産業廃棄物排出者及び産業廃棄物処理業者等への立入検査・監視指導を行い、産業廃棄物の適正処理を指導する ・産業廃棄物の不適正処理に係る苦情・相談等に対し、機動的な対応を実施する ・産業廃棄物処理施設等から発生する排ガス、浸出水等の行政検査等を実施し、産業廃棄物の処理状況を確認する	118,523	119,797	122,209	122,053
岡山市	不法投棄等対策事業費	適正処理の推進	【岡山市】 産業廃棄物対策課	・山間部等での不法投棄の未然防止及び早期発見に資するため、市消防局の協力を得て、消防ヘリコプターによる上空からの監視を実施する	910	2,605	960	842
倉敷市	循環型社会推進モデル事業施設整備補助事業	産業活動の支援	【倉敷市】 産業廃棄物対策課	循環型社会の推進を目的として、岡山県資源循環推進事業（施設整備事業）に承認された先進的な事業に対して補助金を交付することにより、事業支援を行う。	0	5,625	0	0
倉敷市	環境配慮経営促進補助事業	産業活動の支援	【倉敷市】 環境政策課	中小企業が環境マネジメントシステムであるエコアクション2.1についての認証の更新の際に、補助金を交付することにより産業活動における環境負荷の低減を図る。	518	727	281	304
倉敷市	監視指導体制強化事業	適正処理の推進	【倉敷市】 産業廃棄物対策課 一般廃棄物対策課 環境施設室	産業廃棄物の排出事業者や処理業者による不適正処理を防止するため、産業廃棄物監視指導員を配置するとともに、産業廃棄物対策の研修等に職員が参加し技能を高めることにより指導体制の強化を図る。	20,940	38,715	34,857	35,371
倉敷市	不法投棄防止対策事業	適正処理の推進	【倉敷市】 産業廃棄物対策課 環境衛生課 耕地水路課 開発指導課 環境施設室	廃棄物の不法投棄を未然に防止し、又は早期に発見するため、監視体制を充実及び強化する。 ・休日夜間不法投棄等監視パトロール（休日夜間の不法投棄等監視業務を民間警備業者に委託実施） ・航空機による上空監視業務、啓発広報放送飛行業務 ・ボランティア不法投棄監視員等による監視パトロール ・不法投棄監視用資材の導入（カメラ等）	19,113	23,677	21,680	21,832
倉敷市	産業廃棄物処理施設及び周辺環境調査事業	適正処理の推進	【倉敷市】 産業廃棄物対策課 環境政策課	最終処分場等の産業廃棄物処理施設の排ガス、排水を監視するとともに、周辺環境への影響の有無を確認し、生活環境の保全に努める。	24,250	32,906	16,234	16,603
倉敷市	ごみポイ捨て防止啓発事業	意識の改革	【倉敷市】 環境政策課 環境衛生課 市民活動推進課	市民、民間団体、行政が一体となり、ポイ捨てされたごみの清掃活動を通じてごみのポイ捨て防止やリサイクルについての意識高揚を図るとともに、不法投棄啓発用看板等を設置し、意識啓発を行う。	2,533	1,880	2,990	2,202
倉敷市	環境啓発イベント実施事業	意識の改革	【倉敷市】 一般廃棄物対策課 環境政策課	・「リサイクルフェアinくらしき」の開催 産業廃棄物の適正処理の推進、市民に対する廃棄物の減量及び5Rの推進に向けた意識改革を図ることを目的に環境啓発イベント「リサイクルフェアinくらしき」を実施する。 ・「くらしき環境フェスティバル」の開催 環境月間に環境学習センターにおいて、全市民を対象にした環境関連の総合的な普及啓発事業として「くらしき環境フェスティバル」を開催し、循環型社会形成へ向けた市民の意識啓発・向上を図る。	8,047	3,380	8,386	104

## 産業廃棄物処理税の使途事業（岡山市・倉敷市）

（単位：千円）

事業名	充当方針 三本柱の種	担当課室	事業の概要	H29	H30	R1	R2
倉敷市 環境学習推進 事業	意識の改革	【倉敷市】 一般廃棄物対策課 環境政策課	倉敷市の環境や廃棄物についての年次報告書である環境白書や清掃事業概要を発行し、市民に倉敷市の環境の状況をお知らせするとともに、環境学習の拠点となる環境学習センターやリサイクル推進センターにおいて、様々な環境学習を行う。 ・環境白書及び清掃事業概要の発行 ・市民の環境に対する意識調査の実施 ・環境関係の図書や学習機材の整備 ・環境学習センターにおける環境学習講座等の開催 ・リサイクル推進センターにおける各種リサイクル講座の開催 ・マイはしマイバックづくり体験講座の開催 ・5R推進事業者等の表彰 ・廃棄物の減量化、再資源化等に関する啓発用冊子等の作成など	11,967	8,746	10,627	18,421
倉敷市 バイオディー ゼル燃料化啓 発事業	意識の改革	【倉敷市】 一般廃棄物対策課	廃食用油からバイオディーゼル燃料を製造し、倉敷市の公用車等に使用する。これにより、廃食用油のリサイクルを行うとともに、小学生等のプラント見学やバイオディーゼルを燃料とするカートの体験乗車を通じて、廃食用油等のリサイクルについての理解を深める。	1,894	814	794	887
倉敷市 地球温暖化対 策学習推進事 業	意識の改革	【倉敷市】 環境政策課 保育・幼稚園課 教育企画総務課 教育施設課	地球温暖化防止及び省エネルギー生活の推進のため、緑のカーテンの普及をはじめとする啓発活動を行う。特に学校園において、児童等が参加することにより、幼少期からの環境に対する意識付け・環境教育を行う。 ・緑のカーテンコンテスト ・学校園における緑のカーテン事業 ・学校園の芝生化 ・小学校への出前講座「エコライフチャレンジ」	13,076	10,830	4,758	3,379

産業活動の支援	518	6,352	281	304
適正処理の推進	183,736	217,700	195,940	196,701
意識の改革	37,517	25,650	27,555	24,993
合計	221,771	249,702	223,776	221,998

	産廃税交付金収入（決算）額 [単位：千円]			
	H29	H30	R1	R2
岡山市	32,664	33,881	36,310	36,620
倉敷市	93,447	103,319	112,729	108,099

## 岡山県税制懇話会設置要綱

## (目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

## (事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

## (委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

- 2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。
- 3 委員の定数は、8名以内とする。

## (運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

## (意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

## (その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この設置要綱は、令和4年2月22日から施行する。

## (要綱の廃止)

- 2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

## 岡山県産業廃棄物処理税条例

平成14年6月28日

岡山県条例第47号

## (産業廃棄物処理税)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定により、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用（以下「産業廃棄物対策促進費用」という。）に充てるため、及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定により保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）に対し産業廃棄物対策促進費用に充てる財源を交付するため、産業廃棄物処理税を課する。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この条及び第14条第2項において「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分業者 廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村（市町村の組合を含む。次号において同じ。）及び廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による知事（保健所設置市にあっては、その長。同号において同じ。）の許可（廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による事業の範囲の変更に係る許可を含む。）を受け、産業廃棄物の最終処分を業として行う者をいう。
- 三 最終処分場 前号の市町村が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。）の最終処分場及び廃棄物処理法第15条第1項の規定による知事の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（同項の規定の適用を受けずに設置されたものを含む。）をいう。

## (納税義務者等)

第3条 産業廃棄物処理税は、事業者（中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。）を含む。次項において同じ。）がその排出する産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者を課する。

2 産業廃棄物処理税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄

物の最終処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

(課税標準)

第4条 産業廃棄物処理税の課税標準は、前条第1項又は第2項の搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第5条 産業廃棄物処理税の税率は、1トンにつき千円とする。

(徴収の方法)

第6条 産業廃棄物処理税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第3条第2項の規定により産業廃棄物処理税を課する場合には、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者等)

第7条 最終処分業者を産業廃棄物処理税の特別徴収義務者に指定する。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物処理税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定するものとする。

3 前2項の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入があったときに産業廃棄物処理税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第8条 前条第1項の規定により特別徴収義務者に指定された者は産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により特別徴収義務者に指定された者は直ちに、その特別徴収すべき産業廃棄物処理税に係る最終処分場ごとに、当該最終処分場における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。第10条第2項第1号及び第13条第1項第1号において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。第10条第2項第1号及び第13条第1項第1号において同じ。）

二 最終処分場の所在地及び名称

三 事業開始年月日

四 その他参考となるべき事項

- 3 第1項の登録を受けた者は、その登録事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物処理税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。
- 5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 6 第4項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 7 第4項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物処理税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に、知事にその旨を届け出るとともに、その証票を返さなければならない。

(申告納入)

第9条 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物処理税に係る課税標準たる重量（当該重量にトン位以下第3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の重量とする。第12条において同じ。）、税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(納税の猶予)

第10条 知事は、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者が最終処分の料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物処理税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合においては、当該徴収金について、当該徴収猶予をする金額を分割して納入させることができる。

- 2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
  - 二 最終処分の料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかった事実があること。
  - 三 前号の事実に基づきその納入すべき産業廃棄物処理税に係る徴収金の全部又は一



部を一時に納入することができない事情の詳細

四 徴収猶予を受けようとする金額及びその期間

五 前号の金額を分割して納入しようとする場合は、その旨、分割して納入する期限及び当該期限ごとに納入する金額

六 その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、納税の猶予については、岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第11条の2から第11条の7までの規定の例による。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第11条 知事は、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者が最終処分料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物処理税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物処理税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物処理税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 知事は、前項の規定により、産業廃棄物処理税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 知事は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（申告納付）

第12条 第6条ただし書の規定により産業廃棄物処理税を申告納付すべき納税者（第14条第1項及び第15条第1項において「産業廃棄物処理税の納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物処理税に係る課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修

正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第13条 最終処分場を設置しようとする者(第8条第1項の規定により登録を申請する者を除く。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の5日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
- 二 最終処分場の所在地及び名称
- 三 最終処分の開始年月日
- 四 その他参考となるべき事項

2 前項の届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

(帳簿の保存等)

第14条 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者及び産業廃棄物処理税の納税者(以下この条において「特別徴収義務者等」という。)は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から1月を経過した日から5年間保存しなければならない。

2 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に際して廃棄物処理法において作成すべきこととされている書類等のほか、最終処分に係る委託契約書その他規則で定めるものを当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から1月を経過した日から5年間保存しなければならない。ただし、廃棄物処理法の規定により廃棄物処理法第12条の5第1項に規定する情報処理センターにおいて現に保存されているものについては、この限りでない。

3 特別徴収義務者等は、第1項の帳簿(以下この条において「帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

4 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、第2項の規定により保存しなければならない

いこととされている書類等（以下この条において「書類等」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えることができる。

5 前項に規定するもののほか、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、書類等の全部又は一部について、当該書類等に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えることができる。この場合において、当該書類等に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該書類等の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

6 特別徴収義務者等は、帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

7 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、書類等の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類等の保存に代えることができる。

8 第3項の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者等又は第4項の規定により書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該帳簿又は書類等の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該帳簿又は書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿又は書類等に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（更正及び決定の通知等）

第15条 知事は、法第733条の16の規定により産業廃棄物処理税の更正及び決定をした場合においては、その旨を産業廃棄物処理税の特別徴収義務者又は産業廃棄物処理税の納税者に通知しなければならない。

2 前項の通知をした場合において、不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足

金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。)があるときは、当該通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収する。

(賦課徴収等)

第16条 産業廃棄物処理税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び岡山県税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第2号中「狩猟税」とあるのは「/狩猟税/産業廃棄物処理税/」と、同条例第8条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）」と、同条例第10条第1項中「八 前各号以外の県税（特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、たばこ税、自動車税の環境性能割並びに鉱区税を除く。）にあつては、課税客体の所在地」とあるのは「/八 産業廃棄物処理税にあつては、最終処分場の所在地/九 前各号以外の県税（特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、たばこ税、自動車税の環境性能割並びに鉱区税を除く。）にあつては、課税客体の所在地/」と、同条例第23条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは岡山県産業廃棄物処理税条例」とする。

2 産業廃棄物処理税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

3 産業廃棄物処理税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(使途)

第17条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物処理税額に相当する額から次項の規定により保健所設置市に交付する額に相当する額及び産業廃棄物処理税の徴収に要する費用として規則で定める額の合計額を控除して得た額を、産業廃棄物対策促進費用に充てなければならない。

2 知事は、保健所設置市に対し、規則で定めるところにより、県に納入され、又は納付された当該保健所設置市に所在する最終処分場に係る産業廃棄物処理税額に相当する額に規則で定める率を乗じて得た額の2分の1に相当する額を交付するものとする。

3 保健所設置市は、前項の規定により交付を受けた金額を産業廃棄物対策促進費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物処理税について適用する。

(施行前の準備)

- 2 第7条第1項の規定により特別徴収義務者に指定されることとなる者に係る特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第8条第1項（次項の規定が適用される場合を含む。）及び第4項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に最終処分を業として開始しようとするものとみなして、第8条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の5日前までに」とあるのは「直ちに」とする。
- 4 施行日において現に最終処分場を設置している者については、施行日に当該最終処分場を設置しようとするものとみなして、第13条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

(検討)

- 5 知事は、岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例（平成29年岡山県条例第48号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（平19条例53・平24条例78・平29条例48・一部改正）

附 則（平成19年条例第53号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第78号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第48号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金条例

平成15年3月18日

岡山県条例第10号

(設置及び目的)

第1条 潤い及び安らぎのある快適な環境づくりを推進し、並びに産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進（第4条第1項ただし書及び第5条ただし書において「産業廃棄物の発生の抑制等」という。）を図るため、岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）に基づく産業廃棄物処理税の収入額のうち一般会計歳入歳出予算（次号及び第4条において「予算」という。）に定める額
- 二 前号に掲げるもののほか、予算に定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。ただし、第2条第1号に掲げる額として基金に積み立てられた額の運用から生ずる収益は、産業廃棄物の発生の抑制等を達成するための経費の財源に充てるものとする。

- 2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。ただし、第2条第1号に掲げる額及びその運用から生じた収益として基金に積み立てられた額は、産業廃棄物の発生の抑制等を達成するための経費の財源に充てるものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

都道府県における産業廃棄物処理税の導入状況

都道府県名	税の名称	導入年月日	税率 (円/トン)	課税客体			徴収方法			申告回数			課税免除・減免等	
				最終処分場への搬入	中間処分場への搬入又は最終処分場への搬入及び最終処分場への搬入	焼却施設及び最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	排出事業者申告納付	焼却特別徴収・最終処分業者特別徴収	毎月	年4回	年1回	あり	なし
三重県	産業廃棄物税	H14.4.1	1,000		○			○				○	○	
鳥取県	産業廃棄物処分場税	H15.4.1	1,000	○			○				○		○	
岡山県	産業廃棄物処理税		1,000	○			○			○				○
広島県	産業廃棄物埋立税		1,000	○			○				○		○	
青森県	産業廃棄物税	H16.1.1	1,000	○			○			○			○	
岩手県	産業廃棄物税		1,000	○			○			○				○
秋田県	産業廃棄物税		1,000 指定副産物: 250	○			○			○				○
滋賀県	産業廃棄物税		1,000		○			○				○	○	
新潟県	産業廃棄物税	H16.4.1	1,000	○			○				○			○
奈良県	産業廃棄物税		1,000	○			○			○				○
山口県	産業廃棄物税		1,000	○			○			○			○	
宮城県	産業廃棄物税	H17.4.1	1,000	○			○				○		○	
京都府	産業廃棄物税		1,000	○			○				○			○
島根県	産業廃棄物減量税		1,000	○			○				○		○	
福岡県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	



都道府県名	税の名称	導入年月日	税率 (円/トン)	課税客体			徴収方法			申告回数			課税免除・減免等	
				最終処分場への搬入	中間処分場への搬入又は最終処分場への搬入	焼却施設及び搬入	最終処分業者特別徴収	排出事業者申告納付	業者特別徴収	焼却特別徴収・最終処分	毎月	年4回	年1回	あり
佐賀県	産業廃棄物税	H17.4.1	1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
長崎県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
熊本県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
大分県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
宮崎県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
鹿児島県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
福島県	産業廃棄物税	H18.4.1	1,000	○			○				○		○	
愛知県	産業廃棄物税		1,000 自社処分:500	○			○			○			○	
沖縄県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
北海道	循環資源利用促進税	H18.10.1	1,000	○			○				○		○	
山形県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
愛媛県	資源循環促進税	H19.4.1	1,000 自社処分:500 ※最終処分業者を除く	○			○				○		○	
集 計				19	2	6	19	2	6	7	18	2	21	6

別添 各道府県における産業廃棄物処理関係税の課税免除・減免状況

1 三重県

免税点

- ・ 産業廃棄物の年度間重量が、1,000 トン未満の場合

減免

- ・ 特別の事情がある場合  
※現状、不法投棄の処理の場合のみ適用

2 鳥取県

課税免除

- ・ 自社処分の場合（納税義務者からの除外）
- ・ 公共下水道等から生じた汚泥及びその焼却後の燃え殻並びに汚泥焼却施設で発生するばいじんの処分

3 広島県

課税免除

- ・ 自社処分の場合
- ・ 公益上その他の事由により知事が課税を不相当と認める場合

4 青森県

課税免除

- ・ 工業用水で一定のものを自ら工業の用に供したことにより発生する汚泥及びこれを自ら処分した後の産業廃棄物の処分（納税義務者からの除外）

5 滋賀県

免税点

- ・ 産業廃棄物の年度間重量が、500 トン未満の場合

課税免除

- ・ 自社処分の場合
- ・ 処分場等のうちリサイクル関連施設への搬入

6 山口県

課税免除

- ・ 自社処分の場合

7 宮城県

課税免除

- ・ 災害により生じた産廃の搬入

8 島根県

課税免除

- ・ 市町村が設置する一般廃棄物最終処分場に搬入される産業廃棄物のうち、天災等により処理手数料が減免されているもの
- ・ 公益上その他の事由により知事が課税を不相当と認める場合

9 福岡県

課税免除

- ・ 焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入
- ・ 北九州市に所在する最終処分場への搬入
- ・ 災害により生じた産廃の搬入

10 佐賀県

課税免除

- ・ 焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入
- ・ 災害により生じた産廃の搬入

11 長崎県

課税免除

- ・ 焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入
- ・ B S E 関係の焼却処理
- ・ 行政代執行の場合

減免

- ・ 火災・盗難等により事業継続が困難な場合
- ・ 指定副産物を搬入する場合

## 1.2 熊本県

### 減免

- ・ 指定副産物（石炭灰に限る。）の埋立処分（1／4を減免）
- ・ 自社処分（管理型最終処分場に限る。）の場合（1／4を減免）
- ・ 天災等による納税困難者

## 1.3 大分県

### 重量による特例

- ・ 1万トンを超える部分について一定の割合で軽減したものを課税標準とする

### 課税免除

- ・ 焼却灰を使った製品製造、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入
- ・ BSE関係の焼却処理

### 減免

- ・ 天災等による納税困難者（自社処分の場合に限る。）

## 1.4 宮崎県

### 課税免除

- ・ 災害により生じた産廃
- ・ 焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入
- ・ 課税により地域経済に重大な影響を与えると認められる産業廃棄物の施設搬入

## 1.5 鹿児島県

### 課税免除

- ・ 大規模な災害により生じた産廃の搬入
- ・ 行政代執行した場合の搬入
- ・ 焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入

### 減免

- ・ 天災等による納税困難者（自社処分の場合に限る。）

## 1 6 福島県

### 重量による特例

- ・ 1万トンを超える部分について一定の割合で軽減したものを課税標準とする
- ・ 自社処分について、重量の1/2を課税標準とする。

## 1 7 愛知県

### 減免

- ・ 天災等による納税困難者（自社処分の場合に限る。）

## 1 8 沖縄県

### 重量による特例

- ・ 自社処分について重量の3/4を課税標準とする
- ・ 自社処分の指定副産物（石灰灰に限る。）の一定の地域への搬入は、重量の1/2を課税標準とする。

### 課税免除

- ・ 大規模な災害により生じた産廃の搬入
- ・ 行政代執行した場合
- ・ 最終処分業者の設置する最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合の当該搬入

## 1 9 北海道

### 減免

- ・ 天災等による納税困難者（自社処分の場合に限る。）

## 2 0 山形県

### 課税免除

- ・ 災害により生じた産廃の搬入

## 2 1 愛媛県

### 減免

- ・ 天災等による納税困難者（自社処分の場合に限る。）

[参考]産業廃棄物処理関係税の導入状況

